

一般社団法人水難学会定款施行細則の一部改正

一般社団法人水難学会定款施行細則の一部を次表の新に改める。

◎新旧対照表

新	旧	説明
<p>(会員)</p> <p>第1条 入会を希望する者は、<u>水難学会定款（以下「定款」という。）第7条の規定に基づく入会申込書を水難学会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>退会を希望する者は、定款第9条の規定に基づく退会届を会長に提出しなければならない。</u> (削除)</p> <p>(削除) (削除) (削除) (削除)</p> <p>(理事の選考)</p> <p>第2条 <u>水難学会は、定款第23条第1項第1号に規定する理事を推薦するため、理事候補者推薦委員会を設ける。</u></p> <p>2 <u>理事候補者推薦委員会は、理事若干名及び会員若干名で組織する。</u></p> <p>3 <u>理事候補者推薦委員会は、2年毎に理事候補者推薦の公示を行う。なお、公示は、選考年の3月を原則とする。</u></p> <p>4 <u>理事候補者推薦委員会は、理事候補者を選定し、理事会（定款第30条に規定する理事会をいう。以下同じ。）に答申する。</u></p> <p>5 <u>理事は、理事会が推薦し、総会の承認を受けた者とする。</u> (監事の選考)</p> <p>第3条 <u>定款第23条第1項第2号に規定する監事は、理事会が推薦し、総会の承認を受けた者とする。</u> (委員会)</p> <p>第4条 <u>定款第45条に規定する委員会は、委員長及び委員で構成する。</u></p> <p>2 <u>委員長は、会長が推薦し、理事会の承認を得て委嘱する。</u></p> <p>3 <u>その他委員会に関する事項は、理事会の承認を得なければならない。</u> (小委員会)</p> <p>第5条 <u>前条第2項の委員長は、小委員会を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>小委員会の委員長及び委員は、委員長が委嘱する。</u> (学術集会)</p> <p>第6条 <u>定款第3条第1号に掲げる学術集会は、第 回（和暦年度）水難学会学術総会をいう。</u></p> <p>2 <u>学術総会の英文名は、The th Annual Meeting of the Society of Water Rescue and Survival Research とする。</u></p> <p>3 <u>学術総会は、毎年1回、4月から6月の間に開催する。</u></p> <p>4 <u>学術総会における研究発表者は、会員に限る。</u></p>	<p>第1章 会員</p> <p>第1条 入会を希望する者は、<u>様式1の入会申込用紙を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。</u></p> <p>第2条 退会を希望する者は、<u>様式2の退会届を会長に提出しなければならない。</u></p> <p>第3条 <u>個人会員は、会長に届出て、本細則27条に定める地区のいずれかひとつに所属するものとする。</u></p> <p>第2章 (削除)</p> <p>第4条から第8条 (削除)</p> <p>第3章 (削除)</p> <p>第9条から第12条 (削除)</p> <p>第4章 役員の選考</p> <p>第13条 <u>水難学会は、理事候補者推薦委員会を設ける。</u></p> <p>2 <u>理事会は、若干名の理事と会員からなる理事候補者推薦委員会を組織し、理事候補者を諮問する。</u></p> <p>3 <u>理事候補者推薦委員会は、2年毎に理事候補者推薦の公示を行う。公示は、選考年の3月を原則とする。</u></p> <p>4 <u>理事候補者推薦委員会は、理事候補者を選定し、理事会に答申する。</u></p> <p>5 <u>理事は、理事会が推薦し、総会の承認を受けた者とする。</u></p> <p>第14条 <u>定款第23条に定めた監事は、理事会が推薦し、総会の承認を受けた者とする。</u></p> <p>第6章 委員会</p> <p>第15条 <u>会長は、理事会の承認を得て各種の委員会を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>各委員会の委員長は、会長が推薦し、理事会の承認を得て委嘱する。</u></p> <p>3 <u>各委員会に関する事項は、理事会の承認を得なければならない。</u></p> <p>第16条 <u>各委員会の委員長は、小委員会を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>小委員会の委員長及び委員は、委員会委員長が委嘱する。</u></p> <p>第7章 学術集会</p> <p>第17条 <u>定款第3条の学術集会は、第 回（和暦年度）水難学会学術総会をいう。</u></p> <p>2 <u>学術総会の英文名は、The th Annual Meeting of the Society of Water Rescue and Survival Research とする。</u></p> <p>第18条 <u>学術総会は、毎年1回4月から6月の間に開催する。</u></p> <p>第19条 <u>学術総会における研究発表者は、会員に限る。</u></p>	<p>※「会員」について、文言整理等を行います。</p> <p>◎すでに「地区」の取扱いを廃止しているため</p> <p>※「理事の選考」について、文言を整理します。</p> <p>※「監事の選考」について、文言を整理します。</p> <p>※「委員会」について、文言を整理します。</p> <p>※「小委員会」について、文言を整理します。</p> <p>※「学術集会」について、文言整理等を行います。</p>

<p>5 <u>学術総会における研究発表の要旨は、ホームページに掲載する。</u> (会報)</p> <p>第7条 定款第3条第3号に掲げる会報は、「季刊ういてまて Bulletin of The Society of Water Rescue and Survival Research, uitemate」と呼称する。 (削除)</p> <p>2 会報は、所定の年会費を納入した会員に無償で配布する。</p> <p>3 会員は、会報を通読しなければならない。</p> <p>4 会報は、会員以外も購読することができる。 (指導員制度)</p> <p>第8条 水難学会は、指導員制度を設ける。この運営は、別に定める一般社団法人水難学会指導員規則による。 (会費等)</p> <p>第9条 水難学会は、定款第7条及び第8条に規定する年会費を徴収する。</p> <p>2 <u>定款第8条第1項に規定する正会員（個人会員及び法人会員を言う。）及び学生会員並びに同条第2項に規定する賛助会員の年会費は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 個人会員 6,000円 (2) 法人会員 100,000円 (毎口) (3) 学生会員 2,000円 (4) 賛助会員 50,000円 (削除)</p> <p>3 <u>個人会員の年会費は、理事会の承認を経て減免することができる。</u> (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(法人会員)</p> <p>第10条 <u>定款第6条第2号に規定する法人会員の入会等について次のとおり定める。</u></p> <p>(1) <u>入会 第1条第1項のとおりとし、理事会の承認を得た場合には、速やかに所定の会費を納入しなければならない。</u></p> <p>(2) <u>会員登録 水難学会は、会費納入を確認後、直ちに水難学会会員名簿に登録する。この場合、名簿に記載する法人会員情報は、前項の定めにより提出された文書に基づくこととする。なお、登録は、会費口数に関わらず、一法人につき1件とする。</u></p> <p>(3) <u>会費 法人会員の会費の額は、第9条第2項第2号の定めによる。</u></p>	<p>2 <u>学術総会において発表される内容の要旨は、会報に掲載する。</u> 第8章 会報</p> <p>第20条 <u>定款第3条の会報は、「水難学会報ういてまて Bulletin of The Society of Water Rescue and Survival Research, uitemate」と呼称する。</u></p> <p>第21条 (削除)</p> <p>第22条 会報は、所定の年会費を納入した会員に無償で配布する。</p> <p>第23条 会員は、会報を通読しなければならない。</p> <p>第24条 会報は、会員以外も購読することができる。</p> <p>第9章 指導員制度</p> <p>第25条 水難学会は、指導員制度を設ける。この運営は、別に定める指導員規則等による。</p> <p>第10章 会費等</p> <p>第26条 水難学会は、定款第8条により年会費を徴収する。<u>金額は次のとおりとする。</u> (追加)</p> <p>(1) 個人会員 10,000円 (2) 学生会員 2,000円 (3) 法人会員 100,000円 (毎口) (4) 賛助会員 50,000円</p> <p>2 <u>個人会員の年会費は入会の年度に限り、入会月が10月以降1月ごとに500円を減ずる。</u></p> <p>3 <u>個人会員の年会費は、理事会の承認を経て減免することができる。</u></p> <p>4 <u>個人会員の年会費は、水難学会認証指導員（プール）受講申し込みと入会届が同時に提出された場合に限り全額を免除する。</u></p> <p>5 <u>個人会員の年会費は、水難学会認証指導員（プール）資格を取得した翌年度に限り3,000円とする。</u></p> <p>第11章 (削除)</p> <p>第27条 (削除)</p> <p>2 (削除)</p> <p>第12章 法人会員</p> <p>第28条 <u>水難学会の定款及び本施行細則において、法人会員の地位を次のとおり定める。</u></p> <p>(1) <u>入会 入会を希望する法人は、所定の入会申込用紙を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。また、理事会の承認を得た場合には速やかに所定の会費を納入しなければならない。</u></p> <p>(2) <u>会員登録 水難学会は会費納入を確認後、直ちに水難学会会員名簿に登録する。この場合、名簿に記載する法人会員情報は、前項の定めにより提出された文書に基づくこととする。なお、登録は、会費口数に関わらず、一法人につき1件とする。</u></p> <p>(3) <u>会費 法人会員の会費は、本細</u></p>	<p>◎研究発表を広く周知をするためホームページに掲載 ※「会報」について、内容に変更なく、文言整理です。</p> <p>※「指導員制度」について、文言を整理します。</p> <p>※「会費等」について、文言整理等をします。</p> <p>◎1万円⇒6千円 ◎2号と3号を入替え（金額変更なし）</p> <p>◎個人会員会費の改正に伴う見直し</p> <p>◎ポイント制の廃止に伴う削除</p> <p>◎ポイント制の廃止に伴う削除</p> <p>※「法人会員」について、文言整理等をします。</p>
--	--	---

<p>なお、法人からの申し出により、会費口数を増加することができる。</p> <p>(4) <u>退会 第1条第2項の定めによる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(5) <u>総会議決権</u> 総会議決権は、会費1口につき1個とする。ただし、一法人につき5個を上限とする。</p> <p>(6) <u>会報配布</u> 会報の配布は、会費1口につき1冊とする。なお、配布は、<u>会員登録届のあった住所宛への送付とする。</u></p> <p>(補則)</p> <p><u>第11条</u> 水難学会の定款及び本施行細則に関し必要な規則は、理事会の承認を経て別に定める。</p> <p><u>第12条</u> 本施行細則を改正する場合は、理事会及び総会の承認を受けなければならない。</p> <p><u>附 則</u></p> <p>本細則は、平成23年6月11日から施行する。</p> <p>本細則は、平成25年6月8日から施行する。</p> <p>本細則は、平成26年6月14日から施行する。</p> <p>本細則は、平成29年6月10日から施行する。</p> <p>本細則は、平成30年6月9日から施行する。</p> <p>本細則は、令和3年6月13日から施行する。ただし、第26条については、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>本細則は、令和5年6月10日から施行する。</p> <p>本細則は、令和8年6月13日から施行する。ただし、第9条第2項第1号については、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>則第26条の定めによる。なお、法人からの申し出により、会費口数を増加することができる。</p> <p>(4) <u>退会 退会を希望する法人は、所定の退会届を会長に提出しなければならない。</u></p> <p>(5) (削除)</p> <p>(6) <u>総会議決権</u> 総会議決権は会費1口につき1個とする。ただし、一法人につき5個を上限とする。</p> <p>(7) <u>会報配布</u> 会報の配布は、会費1口につき10冊とする。なお、配布は会員登録届のあった住所宛への送付とする。</p> <p><u>第13章 補則</u></p> <p><u>第29条</u> 水難学会の定款及び本施行細則に関し必要な規則は、理事会の承認を経てその都度別にこれを定める。</p> <p><u>第30条</u> 本施行細則を改正する場合は、理事会及び総会の承認を受けなければならない。</p> <p><u>付 則</u></p> <p>本細則は、平成23年6月11日から施行する。</p> <p>本細則は、平成25年6月8日から施行する。</p> <p>本細則は、平成26年6月14日から施行する。</p> <p>本細則は、平成29年6月10日から施行する。</p> <p>本細則は、平成30年6月9日から施行する。</p> <p>本細則は、令和3年6月13日から施行する。ただし、第26条については、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>本細則は、令和5年6月10日から施行する。</p>	<p>◎実情に合わせた配布数</p> <p>※「補則」について、文言を整理します。</p> <p>◎個人会員会費の額について遡及適用</p>
--	--	--